会 議 記 録

会議名称	杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第二部会(平成27年度第2回)
日 時	平成 28 年 1 月 21 日 (木) 午前 10 時 00 分~午前 11 時 27 分
場所	中棟4階 第1委員会室
委員出席者	伊藤重夫、戸嶋哉寿男、根本尚之、作佐部靖子、小林善和、清水豪、野中節子(小川美奈 代理)、立入聖堂、濱野寛(以上敬称略)
幹事出席者	井上純良、出保裕次、清水泰弘、青木則昭
委員欠席者	高橋博、藤田洋二、玉村彰孝(以上敬称略)
会議次第	 I 部会長あいさつ Ⅲ 議題 1 要配慮者に対する民間事業者と連携した支援について Ⅲ その他(報告) 1 災害時要配慮者事業に対する区の取組状況について(平成27年度) 2 地域包括支援センター「ケア24」の役割について
資 料	 ○災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿 資料1 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 資料2 福祉救援所運営マニュアル 資料3 災害時要配慮者事業に対する区の取組状況について(平成 27年度) ・〜妊娠中の方、赤ちゃんがいるご家庭の方へ〜 知っておきたい!「災害への備え」 ・災害時医療救護体制が変わりました。 〜災害により負傷した区民の方は緊急医療救護所へ〜

どうも、皆さん、おはようございます。定刻でございますので、27年度 の第2回第二部会のほうを始めさせていただきたいと思います。

きょうは事前にお配りをしているとおり、議題は1個だけです。要配慮者に対する民間事業者と連携した支援について、皆さん方とご協議していきたいということでございます。それが終わった後に、2点ほど報告事項がございます。

では、早速でございますけども、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

事務局

では、改めまして、おはようございます。本年もどうぞよろしくお願いをいたします。それでは、私から、資料の確認等、簡単な説明をさせていただきます。

まず、事前にお配りをさせていただきました資料でございますが、まず 資料1といたしまして、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた 取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)」となっているものでござ います。それから、資料2といたしまして、「済美養護学校福祉救援所運 営管理マニュアル 26年3月作成 杉並区立済美養護学校」というもので ございます。それから、資料3といたしまして、「災害時要配慮者事業に 対する区の取組状況について(平成27年度)」というものでございます。 これの1枚、A4の紙の後ろに、カラー刷りの「災害時要配慮者の安否確 認」という、都合6ページのものがついているかと思いますが、これで資 料の1、2、3ということでございます。

それから、席上に、ご参考までに第一部会の資料としまして、それのつづり。それから、あと資料3の中でご説明をさせていただくのですが、「知っておきたい!「災害への備え」」ということで、カラー刷りのリーフレットこれらが席上に配付されて、以上5点ということになっておりますが、不足している分はございませんでしょうか。

それでは、引き続き、この議題に関しまして、資料1、2、3について簡単にちょっとご説明をさせていただきます。前回、第二部会の第1回目に協議をいたしました要配慮者に対する民間事業者と連携した支援についてということで、前回8月に開催した折にさまざまご意見を出していただいたかと思いますが、それに基づいて再度さまざまなご意見をいただければというふうに思っております。

参考になるような資料ということで今回お配りをさせていただいたもの が資料1と2になります。

まず資料1ですが、「平成25年8月 内閣府」ということで、実はもう少し厚いものですけど、今回お送りさせていただいたのは、項目が出ております目次の部分と、指針の概要が1枚ついていると思うのですが、都合、こちらのものになります。実際、平成25年6月に災害対策基本法が改正されまして、公布をされております。これに基づいて、実際、避難所における良好な生活環境の確保に向けてはどういうことが望まれるのかについて国が指針として出したものでございます。これを参考にして、例えば要配慮者の方が震災救援所で皆様方のご協力を得ながら避難生活を送る場合

に、具体的にどういうことを行うのがいいのか、支援の方法はなにかを出 していただければと思っております。

資料2につきましては、区のほうでさまざま福祉団体の皆さんと協定を結んで進めております福祉救援所の設置なのですけれども、区立の施設でも指定して実際運用を行っているところがございます。実際、福祉救援所の運営につきましては、そこの施設の都合といいますか、運用状況もありますので、マニュアルの作成についてはそれぞれにお任せをしてお願いしているところなのですけれども、区立の施設で指定をしているこの済美養護学校につきましては、独自のマニュアルを指定した折に作成いたしましたので、参考までにお配りをさせていただきました。

具体的に福祉救援所では、こういった場合に要配慮者の方を収容して、 このように運用を行うというような目安になろうかと思いますので、参考 にしていただきながら、実際に要配慮者の方々に対しての支援、そういっ たものを、いろいろご意見をいただければと思っております。

資料の説明につきましては、以上でございます。

座長

はい。ありがとうございます。

それでは、早速、議題のほうに入っていきたいと思いますけども、事前に資料のほうもお配りをしてございますので、委員の皆様方は事前に目をお通しされていると思いますけれども、きょうは、今説明のあった資料1、資料2を参考にいたしまして、要配慮者に対する民間事業者と連携しての支援ということですので、民間事業者の方がどういうことができるのかというようなことを、皆さん方で議論していただければと思っています。

民間事業者といっても、恐らくこういう避難所関係との連携という形になりますと、通所施設さんのほうが中心になってくるのかなと思いますけども、そういったところも含めまして、忌憚のないご意見を頂戴できればと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

災害時だけではなくて、その平常時からの連携みたいなものも重要になってくると思いますので、平常時においてはどんな連携が必要なのか、あるいはどんなことができるのか。また、いざ発災して、災害時のときにはどういう連携が必要なのか、また、どういう連携ができるのかというようなことを議論していただければと思います。

特に、平常時、災害時と分けませんので、ざっくばらんにご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、どなたか、ご意見のある方は。

委員

はい。おはようございます。杉並区通所介護事業者連絡会でございます。いつもお世話になっております。

杉並区通所事業者連絡会、当会では、昨年度、一昨年度と2回、杉並区 さんと一緒に、平常時からの連携ということで、防災についての勉強会を しているところで、ことしは2月12日の金曜日、お時間いただきまして、 管理課さんと防災課さん、あと社協の杉並ボラセン(ボランティアセンタ ー)さんとも連携をとらせていただいて、そこで顔合わせをさせていただ きたいというのが一つあります。

私自身はデイサービスの連絡会の会長をさせていただいたり、大宮中学

校の余裕教室を利用したデイサービスなので、震災救援所のほうにも役員として入れさせていただいているので、地域との連携が多少なりともあるという状況にはなっているのですけれども、実際、150を超えるデイサービスは、震災救援所がまずどこにあるのかも知らないでしょうし、町会ともなかなか連携がとれていなかったりすると思いますので、まずは大きな規模の中では、そういった区役所との連携、社協さんとの連携をとりながら、防災の、区民の方が知っているような基礎知識すら持っていない事業所も、正直、多々あると思いますので、そういったところでは、有志にはなってしまうのですけれど、そういった方たちとまず連携をとって、地域との関係が大事なんだよねということと、行政ですとか社協さんとの連携、そういったところで、防災意識をもうちょっと高めていただいて、その後、近くの震災救援所ですとか、あと自治会、自治体とか、そういったところとちょっと連携をとらせていただくような仕組みを、もう3年目にもなるので、ことしはそういったあたりも、もうちょっと強く行って。

やっぱり、問題意識は持っているのですけれども、日常業務に本当に追われてしまうので、そういったところで、もうちょっと、3.11からも大分たつので、再度問題意識を持って。また、かかわっているのが本当に要配慮者の方以外は来ないぐらいのデイサービスの事業所でもあるので、発災したときに自分たちがどうすればいいのか、職員はどうするのか。かかわっているとしたらボランティアさんはどうするのか、ご利用者の方はどうするのか。また、区民の方が、戸をたたいて逃げ込んでくる可能性もあるので、そういった受け入れをどうしていけばいいのかということを、連絡会だけではなくて、いろんなところと連携をとって、対策をしっかりととらないともう間に合わないような、そんな時期に来ていると思うので。

今、年に1回の顔合わせだけになっているのですけれど、来年からは、少し区を分けて、区のいろんなところで、それこそ委員ですとか委員のところなんかにもちょっとお世話になって、その地域地域でもうちょっと民間のデイサービスが、地域と連携をとって、民間のデイサービスも多分区民の方がほとんどの方が働いていらっしゃって、利用者の方もほとんどの方が区民の方だと思うので、そういったところへの、もっと地域に根差したということを、多分どの法人であってもそういったところには興味を持っていると思いますし。

地域包括ケアシステムというのが、より具体化している状態で、ケア 24さんですとか医師会、あとはケアマネ協議会さんですとか、そういった ところとの連携も強まってきているので、そこでやっぱり生活の基盤は町 会ですとかそういったところになってくると思うので、そういったところ をより強めていければいいのかなと思っているので、そんな議論をこれから少し連絡会のほうでもやりたいと思っておりますので、多分いろんなところに、他団体に助けていただきながらやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

座長

はい。ありがとうございます。今のは大体、平常時での連携体制をどう するかというようなお話かなと思いますけども。

ほかにご意見のある方はいらっしゃいませんでしょうか。

委員

いいですか。町会というのですけど、町会で回覧を回しても、防災訓練に出てくる人はほんの一握りの人なんですね。

それで、もう一つ言えることは、町会に入っている人が大体世帯数の半分から3分の1ぐらいしか入っていないですね。できるだけ入れようとしたのですが、近所とつき合いがしたくないとか、それから、大体うちの町会でマンションなんかはかなり入ってくれているのですけど、絶対入らねえというマンションもあるし。それからもう一つは、アパートに住んで、最近特に目立つのが、80歳くらいの人。そういう人たちがアパートにひとり住まいしているのですね。そういうのがなかなか把握できないというのが実情じゃないかなと思うんです。

それで、もう一つ、うちの町会では毎年、何かあったときに困るから、 自分でできなくても、人に、災害のときにこういうことをやったほうがい い、ああいうことをやったほうがいいと言えるように、AEDだとか応急 救護だとか、そういうのを必ずやるようにしているのですね。

それから、今一番困っているのは、和泉学園がまだ校庭ができていないし、おとといもちょっと、小学校1年生、2年生に昔遊びを教えてくれというので学校へ行っていたのですけど、学校の中が迷路みたいになっているのですね。前の中学校と今度できた小学校をつなげて建設したものだから、何回か行かないと、学校の中はわからないと思うんですよ。そういう面でも、何か考えていかなきゃいけないのかなと思っています。

座長

はい。ありがとうございます。

ほかにはどうでしょうか。

じゃあ、ちょっと最初は、通所関係のところの方からちょっとご意見をお伺いしたいと思いますので、どうでしょうか。

委員

私は精神障害者のB型の施設の職員なのですけれども、グループホームもしていまして、地域との何かあったときの連携というのはすごく大事だなとは思っていますが、具体的にそういう、日常的に一緒に何か会をしたりとか、今のところできていないので、これからどうしていったらいいのかなと、勉強したいと思っております。

座長

はい。ありがとうございます。 じゃあ、委員、どうでしょうか。

委員

はい。ひまわり作業所です。今、ひまわり作業所は、福祉救援所の指定について杉並区のほうと協議を進めさせていただいているところです。私自身もすぐ近くの松庵小学校の震災救援所の運営連絡会に参加をしたりですとか、あとは震災救援所訓練にも参加をさせていただいています。平常時については、そういった形で、民間の事業者も地域の震災救援所との関係をまずはつくっていく、顔をつないでいくということが、まず基本としては大事なのかなと思っています。

あとは、実際に災害が発生したときのことを考えたときに、福祉救援所の側はその福祉救援所の責任者が窓口になると思うのですけれども、じゃあ、震災救援所の側は、その要配慮者の方を、例えば福祉救援所に移送し

ますとか、何かいろんな連絡とかが必要になってくると思うのですけれども、どなたが特にその要配慮者の方について窓口というか責任を負われるのかという、何かそういった役割分担みたいなものもきっと必要になってくるのじゃないかなというのは思っております。

あと、また別の話で、私たちのところは日中通所をしていただいているところなので、利用者さんが、日中、事業所の中にいらっしゃるときに災害が起きた分には、きちんと責任を持って対応できるのですけれども、夜間ですとか、あとは休日ですね、利用者さんがいらっしゃっていないときに、本当にその一人一人の要配慮者の方たちが、地域の中でそういった支援の、救援の機能するところとちゃんとつなげることができるのかなというのは、とても不安に思っているところです。

座長

はい。ありがとうございました。

今、ちょっと、震災救援所とのかかわりの話もちょっと出たと思うので すけども、その辺のところはいかがですか。

委員

まず平常時のことなのですけども、今回といいますか、ずっと要配慮者のフォローをしていまして一番感じますのは、お年寄り、年配の方のケア24(地域包括支援センター)に比べて、障害者の方の情報がちょっと少ないなと思っています。それは、例えばすまいる(杉並区障害者地域相談支援センター)さんに行って責任者の方とお話ししていましても、実際、地域にいらっしゃる、お住まいの障害者の方々のかなりの率、把握できていないという。それはやはり自分たちの状況を、行政サイドであったとしても余り知られたくないという方が多いという現実もあって。したがって、たすけあいネットワークに申し込まれる方は、必ずこちらがきちっと把握して、そして避難支援プランをつくっていくことになるのですけども、結局お年寄りのケア24に比べると、ちょっと後手に回っているのかなという部分があるので、それは行政さんのほうも、ぜひ、1人でも多くの方がこういったネットワークにご登録いただけるような、いろんな配慮と、そういった情報の追求をお願いしたいなというのは1点あるんですね。

それで、今、委員さんがおっしゃった、震災救援所と福祉救援所との関係なのですけど、私たちはその方が一番安心できるところにご案内するというふうに――私個人としてはですよ。西宮中の震災救援所としてはそういうふうな発想でやっております。

ただ、それについては、例えばこの方は震災救援所を経由しないで直接福祉救援所にお連れしたほうがいいという方も、私はいらっしゃると思うのですね。ここが、今度はたすけあいネットワークのシステムの問題だと思うのですけども、今は、どちらにせよどこかの震災救援所に、指定した避難所として、フォローするということになっています。私たちも、実際、安否確認に行くことは当然だと思っておりますが、ただ、この方は直接こちらの福祉救援所にお連れするというふうな方が出てきた場合に、そういったことも個別避難支援プランに書き込めるような、システムの見直しをされたほうが我々も動きやすいですし、逆に言うと、福祉救援所のほうも、あらかじめキャパを、どれぐらいの人数がここにおいでになるのかという把握にもつながりますので、そういったシステムの、改めて見直し

も必要ではないかなと。もちろんそういったことについては、ご協力は幾らでもしたいと思っていますので。今はそういうことを考えております。

座長

はい。ありがとうございます。

あと、震災救援所のエリアの中にどういう事業所があるかだとか、そういうことというのは震災救援所ごとで把握はされているのでしょうか。

委員

はい。最近、ケア24さん、私のところは久我山さんなのですけども、地域ケア会議というのを結構頻繁になさっています。そこに行くと、そのエリアの施設にいらっしゃるケアマネさんとか、それから我々民生・児童委員であるとか、それから声かけをなさっているあんしん協力員の方とか、そういった方々とお会いして情報交換をする機会というのは少しずつふえている気がいたします。ただ、今はやはり顔合わせだけなのですけども、これがこれから一歩進んで、具体的な情報のやりとりができるようになってくるといいなと思うんですが。

ただ、さっきもお話ししましたけど、ケア24というのは基本的にはお年 寄りになりますので、障害者さんの取りまとめをしているセクションが今 度はそういった役割を担っていただくと、もっと厚く、濃いフォローがで きるのではないかなと思います。

座長

ありがとうございます。

それでは、訪問系の事業所さんのほうでは、何かこういうことができますとか、こういうふうにしてもらうと、もっと連携がうまく図れて、要配慮者の方に対する支援ができるみたいな、そのようなことって何かございますでしょうか。

委員

個々に、事業所自体が、小さなところから大会社の支店というか事業所とか、まず法人形態もいろいろ違うので、そこの中で事業者連絡会自体も70社が加入していますが全部が加入していないので、その辺で、個々の利用者さんについては、対応の仕方とか、事業所ごとに、緊急時にどうやるとか、利用者さんの家族との連絡をどうやってとるとか、そういうことはできるのですけど、まだまだ事業者間のつながりで、具体的に訪問介護事業者としてどのようにしていったらいいか、などはなかなかまだ進んでいないのが実情だと思います。

あとは、障害の方のお話が出ましたけど、先日ちょっと報道番組でやっていたのは、3.11のときに、視覚障害者の方は比較的(障害の有無が)わかるのですけど、聴覚障害者の方がかなり困ったという事例が出ていて。逆に、避難所に行っていても孤立してしまってということで、なかなかその人、障害者自身がなかなか言えないというのが出ていましたね。何か言うと、今度は逆に障害を盾にとって自分を優先してほしいとか、そういうふうに思われてしまうとか、があるので、事前に障害、なかなか個人情報というネックがあるのですけど、その辺の情報、先ほど言われていましたけど、情報というのを、区のほうとかその辺が事前にどういうふうに流すかというのが大事かなと思うんですね。障害者の方自身も、緊急時には自分の障害を積極的にアピールするとか、学習とかそういうことをやってい

かないと難しいのかなと思うので、制度自体をつくっても、結局機能しないということになるのじゃないかなと思うんですけど。

座長

はい。どうもありがとうございます。 いかがでしょうか。

委員

そうですね。我々ケアマネジャーについては、きょうの皆さんのお話を聞いていて、その地域のつながり、西宮中学校、ケア24久我山がやっているようなことですとか、さっき委員も何か地域のつながり、問題意識を高めるといったところ、その辺、我々ケアマネジャーは問題意識を恐らくふだんそんなに持って――私だけかな、わからないけど。それほどやっぱり高くないと思うんです。なったらなったで、何ができるかも想定できないところもあって。

でも、その地域のつながりがすごく大事だというのは、ケアマネジャー、だんだん今すごくそこを認識し始めています。というのも、地域包括ケアシステムというのがどんどんどんどんどん今具体化している中で、やっぱり地域とのつながりは大事だと。ケア24久我山さんでやっているような民生委員さん、あとあんしん協力員さんとのつながりだとか。

あとは、ケアマネジャーの中で、主任ケアマネジャーといって、ちょっと上級のケアマネジャーの資格があるんですね。その人たちの役割の一つに、何だろう、地域での貢献というのかな、そういったところがありまして、地域ごとに主任ケアマネジャーが集まって、この地域をどうしていこうかという話し合いがちょっとずついろんなところで行われています。それが盛んなところもあれば、そうでないところもあるんです。ちょっと、地域によって、差はありますが。そういったところで、さらにこの防災の問題意識というのかな、そういったところがついて、いろんなところと連携を図っていければいいのかなと、ちょっと皆さんの話を聞いて思いました。

座長

はい。ありがとうございます。 いかがでしょうか。

委員

訪問看護ステーションなのですけれども、どうしても医療処置が必要な方、寝たきりの方ですとか、そういう方が多くいらっしゃいますので、どうしてもこう、やはり地域のつながりというよりは、個々での対応が主になってしまうところがあるかなと思います。

やはり備蓄ですとか、バッテリーがあるかどうかとか、そういうところと、あとはたすけあいネットワークに登録されている方はそういうところを活用したりとか、あとはご近所間でのつながりを持っているというところで、なかなかこの私どもの事業というところが、なかなか地域へのつながりというところまではまだ行かないのが現状かなと思っております。

実際に私どもステーションとしてできることは、利用者さんの安否確認をするということはできるのではないかなと思うのですが、要介護の低い方を救援所までお連れするですとか、そういうところはちょっと難しいのかなと思っております。

はい。どうもありがとうございます。

今、ざっと一通りご意見を頂戴したわけですけども、皆さん共通して認識されているのは、地域の中でのつながりづくりみたいなものをどうしていくのかというところかなと思うのですが、その辺のところで、何か、こういうふうに進めたほうがいいんじゃないかとか、区がやったほうがいいのか、あるいは震災救援所さんのほうが呼びかけてやるのがいいのか、あるいはそれぞれの事業者さんが働きかけをしていって、勉強会みたいなところから始めて、輪を広げていくような形で進めていくのがいいのか、その辺のところはどうでしょうか。皆さん方、何か思っていらっしゃることはございますか。

何か委員のところは、自分たちのところでいろいろと呼びかけをしてやっていらっしゃるようですけども。

委員

そうですね。すみません。

通所事業所連絡会でも、大体その研修会に出てくる団体が、年間を通じて5割から6割ぐらいで、防災の研修会に参加してくるのはその中の4割とかになってくると思うので、全体枠では2割ぐらいだと思うんですね。

どうしても、やっぱり研修会を開催する中で、行政とのタイアップというところで、区役所からの連絡があったりすると、じゃあ、顔を出さなきゃいけないかなみたいな。何というのかな、福祉の感覚としては多分行政のほうの仕事になっているので、なんていうところも多少あると思うので。そういった意味では、顔は出してくれるのですけれど、有志の方でないと、余り積極性がないというか、言われたからとりあえず顔を出しましたみたいな形になってしまっているので、本当に先駆的なところの取り組みをやっぱり私自身も学ばなきゃいけないと思っておりますし。

そういったところで、個々がもうちょっと自分たちのことだと認識していかないと、先ほどの町会の加入者に関しても、やっぱりこちらのほうでも話を伺っておりますし。何で加入しなきゃいけないの、みたいなね。なので、連絡会も何で加入しなきゃいけないのみたいなところで、顔のつながりですとか、行政の研修会をやっていたりなんていう話をしてはいたとしても、やっぱり大きな法人だったりすると、結局自分たちのところでできてしまっていたりとかということもあったりして、私みたいに小さな事業所がちょこちょこ集まったり、チェーン店みたいなところで、法人は違うけれどもチェーンは一緒ですみたいなところは比較的顔を出してくれたり。やっぱり、何か知りたいという知識のある方は出てはくださっているんですけれども、まだまだそういったところでは弱いので課題ですね。

どういうふうに、防災だけじゃないと思うのですけれど、防災は本当に命に直結するので、そういったところで、どういうふうに、こう、皆さんに問題意識をもっと高めていただいて。やっぱり地域になかなか落ちていかないというのかな、本当に、介護はするけれども地域のつながりは弱いというところはたくさんあると思うので、そういったところの何かかかわり方というか、そういうのを、またちょっと行政さんですとか社協さん、あとはケア24さんですとか、やっぱり町会ですとか、そういったところと何かまたコラボというか連携、タイアップしていって、少しずつ、とにか

く一歩ずつ進めていくしかないのかなと思うのですけれども。

先ほどから話も出ている地域ケア会議ですとか、医療連携のほうの研修会とか、最近いろんな集まりがすごく多くなってきているので、どれに出ていいかわからないみたいなところもあると思いますし、そこに時間をとられてしまうと、本当に、全部には出られませんよねというところで、どれを優先していいかは、多分その法人ごとに違うと思うのですけれど、やっぱり命に直結するところで、防災に関しては少し高めていかなきゃいけないかなとは思ってはいるので、何かタイアップというところがあれば積極的に動いていきたいと思いますので。

ちょっと答えにはなっていないですが、よろしくお願いいたします。

座長

はい。ありがとうございます。

その辺のところは、区のほうはどうですかね。何か呼びかけをするとか、そういうことは何か。

事務局

はい。区のほうの、私ども担当としての取り組みというところも入ってくるのですけれども、私が今のポストに来て2年目なのですが、去年度から心がけているのが、最終的に例えばここでこういったご意見をいただいたものを、今お話のとおりに、どうやってそれを皆さんに周知していくかということだと思うんですね。

それで、今取り組んでいるのは、私どもは65カ所の震災救援所に対して、要配慮者の担当というのが6名いまして、それが1人約10カ所、今担当を持っているのですけども、基本的に連絡会とそれからあと訓練、ここの場に行って、さまざまその要配慮者に対しての取り組みの支援を行っているというのが現状です。

そこで、皆様方に、実際、救援所の中での活動がそこでは当然主になるのですけれども、こういった方々についてはこのような配慮をしてほしいけど安否確認の手法についてはちょっとわからないのだけれども、というようなお話があると、取り組みが進んでいるところの例をお示しして、こういった形で進めていただけると効率がいいのじゃないでしょうかというようなところでご協力をさせていただいているというものが、まず一つになります。

もう一つのほうが、これは今、委員お話ししてくださったところなのですけれども、例えばその業界ですとかそういった集まりがあって、声をかけていただければ、もう可能な限りどこにでも対応したいというふうに思っているのですね。それはもう、私どもの取り組みを周知していくということにもつながりますし、ひいては最終的にその登録者がふえるということが、私どもがやっぱり目指しているところですので、そういったところで、区としては、こういったたすけあいネットワークという事業を推進していて、それについてはこういう仕組みになっていますと、そういった話す機会というのを私どもでもふやしていけば、それについて進んでいくのじゃないかなというところで考えているところです。

きょう皆様方のお話でも出ているのですけど、じゃあ、それをどのよう にシステムとしてつくり上げていくかというのは今後の課題なのかなと思 いますので、可能な限り、例えば、今私の担当している救援所でも、ケア 24さんというのは大分入ってきてくださっているのが現状ですので、その 辺の、それこそ顔合わせをしてつくられた人脈ですとか、そういったもの を今後参考にしながら、形をつくり上げていければいいかなというのが、 感想といいますか思っているところでございます。

座長

はい。ありがとうございます。

なかなか難しいと思うのですよね。確かにもうそのとおりだとは思うのですけど、実際問題それを形にしていくというのは非常に難しい話なので、やっぱりこれは一朝一夕に行く話じゃないと思いますので、ふだんから地道にそれぞれの事業者さん、あるいは震災救援所、あるいは区、社協もそうですけども、含めて、少しずつでもいいから、着実にそういう周知というのですかね、協力、連携の体制をつくっていけるような形で取り組んでいくのが、まあ、今のところそれしか方法はないのかなという感じはするんですね。

ですから、事業者さんなり震災救援所さん、町会さんもそうなのですけど、やはり自分たちのほうから積極的に、例えば社協の、うちの職員に来てちょっと話をしてもらいたいだとか、あるいは区の担当者の方に来て話をしてもらいたいだとか、事業者さんがいれば来てやってもらうとか、それは逆に事業者さんのほうは今度震災救援所さんとかうちとか区を巻き込んでどうするかとかと。そういうことで、少しずつそれぞれのところで、定期的にやれるかどうかはちょっとわからないと思うのですけども、できるところから、少しずつそういう形で、平常時の連携体制をつくっていくみたいなことをちょっと考えていただければ、非常にありがたいのかなというふうに思うのですけども、いかがでしょうか。

委員

一ついいですか。これから説明があると思うのですけど、区のほうもご努力いただきまして、たすけあいネットワークの登録者に関しての安否確認のチェックシートであるとか、それからその方々がどこに住んでいるのかということが地図上にそのお家がプロットされている、そういう地図が各震災救援所にもう全部備わっているんですね。私、この間初めてそれを見まして、とてもありがたいと思いました。

こういうものは、もともと私たちが震災救援所のほうでつくらなきゃいけないのかなと思っていまして。そうすると、一人一人地図をつくったり、お家の場所を地図で落としたり、それから安否確認チェックシートというのを1人ずつつくって差し挟んでいかなきゃだめだと思っていたのですが、個別の名前も全部入っているものが、学校の大事な場所にファイルされていますので、そういう意味ではすごく震災救援所は動きやすくなったことは間違いないんですけども、ただ、優先順位はついていないのですね。これは我々がやらなきゃいけないことだと思いまして、1週間ぐらい前ですか、会議をやって優先順位をつけたのですけども、できるだけ早く行ってあげなきゃいけないという人がいた場合に、さっきもお話ししましたけど、震災救援所にお連れすることだけでいいのかなと思います。

したがって、さっきから地域ケア会議のお話も出ていまして、どうしま しょうという話をいつまでやっていても、多分余り前に進まないと思うの ですよね。むしろ、この人をどうしますかという話になってくると、もっ と具体的にそれぞれの機関が調整できるのではないかと思うんです。ですから、そういった会議が各地域でできるようになってくると、本当に、登録をしている方も安心だと思いますし、それぞれの団体も、明確な方針が出るので、計画が立てやすくなるのではないかなというふうに思います。何をしましょうじゃなくて、この人をどうしますかというふうな具体的な会議ができると、私もありがたいなと思っております。

座長

はい。ありがとうございます。
そういうことは、救援所さんからの呼びかけはなかなか難しいですか。

委員

いや、相手がわかっていれば、幾らでもこちらからお電話できるのですけど、例えばケア24に、じゃあ全部お願いすればわかるかというと、実際お年寄りで介護の登録をされている方であっても、最寄りのケア24が全員把握しているかというと、意外とそうでもない人も、中にはいらっしゃるんですね。

ましてや、さっきもお話ししましたけど、障害者さんの場合は、どこに何かそのケア24の登録をされているのかということが全くわからない人のほうが多くて。ましてや登録すらされていない方も多くて。今のお話は、あくまでたすけあいネットワークを登録されている方に関してのみになりまして、もう、されていない方に関してはお手上げ状態なのですけども。

でも、震災救援所はそこまで一応心の準備をしておかなきゃいけないと 私は思っているんです。登録されている方だけのフォローをすればそれで いいんだということじゃなくて、何かあったときに、やっぱりふだんそう いったことに後ろ向きの方でも、助けてくださいとおっしゃるのは当たり 前だと思いますので。そういう意味でも、いろんなエリアの障害者さんや お年寄りの方々のケアをされている、そういう団体の方と顔合わせは、ぜ ひさせていただきたい。

そういう意味では、委員がさっきおっしゃったような会議はどんどんやりたいと思うのですが、相手があれば、我々としてはぜひ連絡して、この人をどうしましょうかというお話し合いを、震災救援所のほうからお話をしていくということは大丈夫です。私はそのことは、やることはやぶさかではございませんので。ただ、どこに電話していいかわからないというのがあります。

座長

はい。ありがとうございます。うん、そうですね、確かに。 その辺のところは、どうですか?なにかありますか?

保健福祉部管理課長

障害者のほうは、先ほどすまいるという話があったのですけれども、特定生活相談事業所というのがありまして、(高齢者の)ケア24には一つが相談と、もう一つはサービスをつなぐ役割があるのですけども、区内にも(障害者のための)サービスをつなぐほうの相談を受ける事業所というのがございます。そちらのほうが、どちらかというと障害特性に応じたサービスとかその辺をわかっているので。

すまいるのほうはどちらかというと一般相談ということなので、役割分担が違うので、特定相談支援事業所のほうが障害者の個々の状況について

はわかっているのかなというのが一つございます。 区内も、今、何カ所でしたっけ。

障害者施策課長

特定相談支援事業所ですので、今31カ所ありますね。あと、児童関係だと、重複しているのもあるのですが、17カ所という形でございます。

保健福祉部管理課長

それとあと、先ほど委員のほうから直接福祉救援所にという話があったのですけども、将来的にはそういったことが望ましいのかなという思いながらも、現時点では福祉救援所というのは、受け入れ体制が整ったところから区のほうに連絡が来て、そこから初めて持っていけるという体制で今協定を結んでいますので、今だと直接行かれても、なかなかそこは難しいというのが一つあります。

もう一つが、今は高齢者のほうの入所施設を中心にこの間やってきていまして、特養ですとかそういったところなのですけども、障害者の方に関してはなかなか難しいだろうというところで、今、通所の施設、先ほどひまわりさんのほうの話もありましたけども、まず区立の障害者施設をということでやってはいるのですけども、そういったところを、障害特性がわかっている人がいるところが望ましいということで、進めてはいるのですけども、まだまだ、数としてはこれからということなので、要はいろんな障害者施設がございますけども、まだ協定も結んでいないところもあるので、ある程度そういったところが全区的に網羅されてきて、それらのところの施設のほうの合意が得られるようになってきた暁にはそのような形もとれるかなというところなのですけども、現時点ではまだそこの過渡期ということで、一旦は震災救援所で受けていただこうというのが今の状況になっています。

何年先かわかりませんけども、ご指導のところについてはうちのほうも 目指していきたいなとは思っていますので、救援所のほうの方々と連携し ながら、そういった課題についても対応していきたいなと思っています。

座長

あの福祉救援所というのは、自分たちで自発的にもう立ち上げちゃうの、契約しているところは。それとも区のほうから要請があって、それから立ち上げ始めるの。

保健福祉部管理課長

基本は、震度が5強以上になったときには、協定の中では立ち上げていただくというようなところで、体制が整ったところで連絡を下さいという形なのですけども、日中発災と休日夜間の発災だと、対応が違うのかなというところで。

日中発災の場合は、先ほどお話がありましたように、まず自分たちの利用者さんをどうするかというところが先決で、場合によったら、受け入れるよりはその隣にある松庵小に行ったほうがいいという状況になるのか、この場にとどめておいて、ある程度職員もいるからまだ受け入れは可能だから、じゃあ、区のほうに連絡するという形になるのかという状況になるかと思います。

休日の場合は、職員の方が集まってきて、それでどうするかというところになってくるので、休日の場合はその各施設の利用者さんも、自宅が大

丈夫であれば多分自宅だと思うのですけども、そうじゃない場合については、お近くの救援所に行って、救援所のほうも、来たからすぐ、じゃあ福祉救援所というわけにもいかないので、少なくとも72時間あたりは、まず救助とか救援が優先なので、そこはどんなに不便であっても、体育館とか教室とかで雑魚寝ということになって、その後、ある程度生活が、震災が安定してきて、じゃあこの人はどういう場がふさわしいのかというところでそういうところにお連れするのが、今の流れなのかなというふうには思っています。

座長

そうですか。はい、わかりました。ほかに何かご意見はございませんでしょうか。

委員

ちょっと委員会のメンバーを見て、中で、医療関係の方が訪問看護さんしかいないのですけど、要介護とか訪問介護のケアについては必ず医師の意見書とかが必要で、カンファレンスなんかも出てもらったりするのですけど、実際、災害時になったときに医療的な処置の必要な方もいっぱいいると思うので、そこに、委員の方がいないので、ちょっとどういう意図があるのかなと思って。入ってもいいのかなと思ったので。医師会とか、例えば開業医の方でしたら点在しているわけですから、避難所に近い医師の方もいらっしゃるでしょうし、そういう協力が実際は必要な方はいっぱいいると思うので、ちょっと委員の方がいないなと思って。訪問介護よりそっちのほうが大事かなと思ったりしたのですけど。

座長

うん。多分、医療救護上の関係だと思うのだけどね。

保健福祉部管理課長

医療の体制につきましては、昔は震災救援所のうち15カ所にお医者さんのほうを派遣していただいて、その中で手当て等を行っていくというところがあったのですけども、東日本大震災以降そういった体制が変わってきまして、今は(患者が)病院に直接来ていただくような体制づくりということを進めています。で、お医者さんにつきましては、ある程度その病院のほうの体制が落ちついたときに、巡回という形、さっき言った15カ所については回るような体制という形になっています。

要配慮者に関しては、医療的なものが必要な人に関しましては、お医者 さんが必要ということなので、その場合は医療救護所、そういう面でいく と、区内のほうでもう開業している災害時の医療を行う病院のほうに行っ ていただくような形になるということです。そこじゃないと、やっぱりド クターは今いないというような形になっていますので。

ここの部分でなぜそうしたのがいないのかというと、先ほど出ていましたけども、医療は医療のほうで別な検討会をやっていまして、今みたいな形の話をしています。ただ、ここの部分でネックになるのは、じゃあ、どうやって搬送するのかというのが、ここは課題にはなってくるかと思いますけども、お医者さんについては、ちょっと要配慮者の中でも医療が必要な方というのは、やはりそちらの災害の病院のほうで全部手当てをするというのが今の区の中の役割分担になっています。

という形が、今それぞれのところでは検討されているようでございますけども。

保健福祉部管理課 長

そうなんです。ですから、今の状態だとお医者さんは厳しいのですね。

委員

ただ、避難というのは全体的な問題で、こっちがこっちとかという問題 じゃないと思うので。連携という話が出ているので。やっぱり連携は、そ の点では、ある程度話し合いを……

保健福祉部管理課 長

そういう面でいくと、震災救援所と拠点になっている病院との連携というのはできていますので。また、そこは区内の病院に、まあ、病院の数も限られていますから、近くのところと組むことはあるのですけども、救援所の中では病院はどこにあるのかというのはつかんでいまして、そこでどういうふうにやっていくのかというのは、その各震災救援所のほうの検討には入っています。

委員

そういうことを、逆に言えばそうなっているというシステム自体がやっぱり知られていないといけないかなとか。

保健福祉部管理課長

そうですね。今ちょっとパンフレットも配っていますけども、ちょっと 災害時の医療の体制というのは、今お配りしているような形の拠点という ものでやっていくことになっています。

(追加資料配付)

委員

この前のときにもお話ししたのですが、町会の中の人の顔を覚えるのが一番いいですよね。去年の夏から、近所の人を50世帯ぐらい集めて、ちょうど私の家のところは行きどまりなものだから、そこにみんなを集めて、そうめん流しとかビンゴとか、それからスイカ割りとか、そういうのをやったんだけど。そうすると、そこに、子供さんからおばあさんまで、みんな出てくる。そうすると、自分の家の近所の人は全部わかる。それで、同じところなのですけど、この前もお話ししたけど、春はみんなでお花見をやると、やっぱり60人ぐらいの人が出てくる。そういうのを、もうちょっと輪を広げて――輪を広げると言うと変だけど、うちの町会は10地区で90班あるので、そういうところで少しずつでもそういうふうにやってもらおうかなと思って、去年からいろいろ話をしています。

それと、先ほども言いましたけど、今、杉並和泉学園は、校庭も使えないし、それから震災訓練なんていっても体育館しかできないので、ことしの4月かな、入学時期には引き渡しができるだろうということなのですが、今、現在ここで災害があったときにはどうしたらいいかみたいな。そっちのほうが僕の町会としてはネックになっているというか。

だから、今、新泉小学校と和泉小学校と和泉中学校が一緒になって、それで、和泉一丁目、二丁目、四丁目それから三丁目の一部、それから永福の一部の人が学校へ来ていて、それで1年生から9年生まで、大体今750人ぐらいいるのですね。そんな中で、中学生は力があるから、中学生にもい

ろいろ覚えてもらおうと。それで、今考えているのは、ちょうど地域内に 日大鶴ヶ丘高校があるので、鶴ヶ丘高校の校長先生とも話し合って、災害 のときにはどうしたらいいか。そうしたら、多少のことは、生徒がいると きはだめだけど、夜間だったら誰もいないからいつでも使える。そういう 話もして、多少備蓄もありますから、という話なんですね。

僕は、いつも備蓄は、役所では3日ぐらいと言うけど、僕は反対に8日ぐらい用意しなさいと。それで、期限が来る前に自分の家で食べて、また新しくしたらいいんじゃないのと、そういうふうには話をして。

それから、ことしは障害者の名簿を見られるような勉強会ですか、それも1回やろうかなと思っています。2月の幾日だったかな、さっき言ったようにAEDとかなんか、PTAだとかおやじの会だとか、そういう人たちをみんな集めて、それで永福の消防署の中でやりましょうということになっています。だから、できるだけ、何というのかな、いろんなことを身につけておいたほうが、いざというときにいいのじゃないかと。

それから、ちょうどことし阪神淡路大震災から21年目になるんですけど、2年目ぐらいのときかな、セシオンで、神戸から消防団の団長さんか誰かが来たときに、講演の中で、隣の人がつき合いがなかったら、隣の人は助けない、と。その先に知り合いがいたらそこまで行ってそこの人を助ける。そうすると、つき合いのない人は置いてきぼりになっちゃうんじゃないかと。だからできるだけ近所づき合いはよくしてくださいという話があったのですがね。だから、近所づき合いはよくしていかないといけないのじゃないかという。

それから、永福のあれ(永福和泉地域区民センター?)で、うちの町会に越してきた人が転入届を持っていきますよね。そうすると、地域センターで町会に加入してくださいというので、パンフレットを渡す。そのパンフレットをもらった人のことが、私のところに、こういう人が今度どこどこに越してきましたよ、町会に入るようなことを言っていますから、と言うのだけど、いざ行ってみると、いや、煩わしいからだめだとか、役員をやらされるのが嫌だとか、そう言って、大体、半分断られているかな。

それで、僕らにすると、もうみんな、だんだんだんだん年をとっていくので、できるだけ若い人たちに町会の役員も切りかえていこうというのだけど、なかなかなってくれる人がいない。それが今の現状ですよね。若い人はそれだけ、何というのかな、体が忙しいというか、朝、会社に行って、サラリーマンの人なんか、なかなかそういうのには顔を出せないし。

それからもう一つは、商店街からどんどんどんどん商店がなくなっちゃうので、それで商店主がそういうところに入ってくるということもなくなってきたので、その辺のところをもうちょっと自分たちで考えてやっていかなきゃいけないのかなと思っています。

座長

はい。ありがとうございました。

医療関係のほうは、よろしいですか、今、パンフレットをお配りさせて もらいましたけども。

委員

よろしいというか、よくわからないので。

あ、そうですか。さっきちょっと保健福祉部管理課長のほうからも話もありましたけども、医療関係のほうとはまた別に検討して動いていますので、ここはあくまでも民間事業者さんと震災救援所さんとのかかわりみたいなところで、安否確認から始まって搬送の問題、あるいは自分たちの施設の中でどの程度そういう受け入れが可能だとか、そういうところを議論させていただいておりますので、全体、トータルとして見れば、それぞれの役割ごとに検討組織があって、検討して、全体の枠組みができ上がってくるという形になりますので、決して医療の部分を手抜きしているということではありませんので。

委員

そういうことではないです。

座長

すみません。

もうそろそろ締めていかなくてはいけないのですけど、民間の事業者さんとの連携の問題については、やっぱり先ほどから話が出ているとおり、平常時から顔の見える関係をつくっていくということが一番大事かなということなのですが、実際問題、災害が発生したときに、それぞれの施設のほうでどの程度対応ができるのかというようなことは、去年、アンケート調査をかけていますので、あらあらのことはつかめているのかなと思うのですね。ですから、あとは、もし災害が発生したときに通所施設のほうに避難をされてきた方がいらっしゃったら、それは受け入れてもらって、あとそれは震災救援所との連絡関係もありますので、そこはちゃんと適宜適切な連絡をとっていただくということ。

あとは、自分の施設の中で受け入れたとしても、例えば備蓄品の問題ですとか、いろいろやっぱりあると思うのですよね。だから例えば1日だったら何とかしのげるけど、それが2日、3日になってくると、ちょっとうちは無理ですよとか。そういうのはそれぞれの施設ごとにいろいろとあるかなと思いますので、その辺のところはまた個別にご検討いただくという形にしていただければと思います。もしその辺について何かご要望があれば、取りまとめて、また事務局のほうにお出しいただくというような形にさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

議題1のほうについてはよろしいでしょうか、そんな形で。それとも、何か、ちょっともう一言言いたいという方があれば。

委員

すみません。今、座長のほうからもお話があったのですけれど、デイサービスで、ある程度一般の例で、人数が定員が20名、25名を超えるようなデイサービスも杉並区には何カ所かあるので、そういったところは、デイサービスなので、日中発災の場合には多少職員が動けると思うのですけれども、夜間・休日どうするんだということで、備蓄の問題とかということで、行政のほうから備蓄をいただいてというのは難しい内容ではあると思うんですけれども、実際そこに備蓄があるぞということであれば、休日・夜間発災であったとしても、人が集まってくればそこの備蓄も使うことができますし、場所も活用できるので、障害のほうの通所の方々と同じように、高齢者のほうのデイサービスも協定がもし結べたらなんですけれど、

結べたところには備蓄を用意していただいて。

アンケートの中でも、やっぱり、場所はあるし思いはあるけれども、お金もなければ物がないというところが、うちもそうなのですけれど、かなり多かったイメージが強かったので、事務局のほうからも、たとえ日中発災以外のことがあったとしても備蓄はあったほうがいいのじゃないかというのを立ち話ではさせていただいたんですけれど、こういう会でしっかりお願いしなきゃいけないんだろうなと思って、今、座長のお言葉を聞きながら感じていましたので、ぜひそういった方向に、1カ所でもそういった事業所がふえていけば、安心される方が、区民の方が安心される方がふえていくと思いますので、ぜひお願いしたいというのが1点。

もう一点なのですけれど、ケア24もこういった要配慮者の対策の何か連絡会みたいなのを独自に持っていたり、医療のほうは今医療のほうでやっていらっしゃるということなのですけれど、地域包括支援センターのほうはそういったもの、防災関係のことはどんなふうに動いていらっしゃるのか。その防災についての連絡会があるのかとか、もしあるのであればどんな動きをするというところまで話が進んでいるのか、そもそもそういうものがまだないのかとか、そういったところをちょっと情報として知ることができればありがたいと思います。

座長

はい。その点については、この後、報告で、ちょっと話をさせていただく予定になっていますので。

委員

あ、すみません。失礼いたしました。

座長

そのときに、またご意見等がございましたら、お出しいただくということで。

委員

はい、承知いたしました。

座長

はい。じゃあ、議題1のほうはよろしいでしょうか。

(了承)

座長

では、議題1のほうは終了させていただきたいと思います。

それでは、次に、その他の報告に移りたいと思います。まず1点目、災害時要配慮者事業に対する区の取組状況について、事務局のほうからご報告をお願いします。

事務局

それでは、報告の1点目、災害時要配慮者事業に対する区の取組状況 (平成27年度)、資料3に基づきまして、私の方からご説明をさせていた だきます。資料3のほう、お手元にご用意いただければと思います。一通 りご説明させていただいてからご質問とかを受けたいと思いますので、ま ず最後までご説明させていただきます。

まず1点目なのですけれども、たすけあいネットワークの制度等の見直しということで、昨年度も第2回の部会で来年度こういうことに取り組み

ますというお話をさせていただいたのですが、その経過報告というような形になります。

まず1点目ですけれども、個別避難支援プランの作成者の拡大ということで、今までですと民生・児童委員さんにこのプランの作成をお願いしていたのですが、登録者全員に対してそのプランの作成率が100%に届かないと。調べていきますと、介護状態が重い方ですとか、そういった方がなかなかこのプランの作成に着手できないということで、割合とすると、いわゆる要介護状態の重い方が多いという傾向がありましたものですから、委員のところのご協力をちょっといただきまして、区内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーの皆さんに作成者として入っていただいて、今後、今年度から進めていこうという取り組みを行っております。

実は、先ほどお話も出ました障害者の方につきましては、特定相談支援 事業所の障害者の相談支援専門員の方にも実は入っていただく予定で事を 進めているのですけれども、ケアマネジャーさんの皆さんに比べればおく れているところがありまして、ここは順次準備が整い次第進めていければ というふうに思っております。

現在、ケアマネジャーさんが今年度4月から入っていただいたのが約50件の実績ということになっております。情報としましては、当然この登録者の情報というのは、民生・児童委員さんのお手元に行ったものから依頼が、民生・児童委員からこの方について作成をお願いしたいという依頼が各ケアマネさんのところに行ってということになりますので、件数とするとちょっと少ないかなとも思うのですが、今後もこの制度を使って、プランのできていない方についてはケアをしていきたいというふうに思っておりますので、できる限りこの件数を伸ばしていきたいということで、今後取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

2点目といたしまして、安否確認チェックシートの登録者情報の出力というものでございます。先ほど委員のほうからご説明があったのですが、実はこのたすけあいネットワークという制度ができた当初は、これも後ほどお話しします地図の作成とあわせて、救援所に作成をお願いしていたものになります。ただ、救援所の連絡会ですとか、さまざま会議の場で、登録者の情報というのは区が持っているのだから、印字をすれば済むものなので何とかならないかというご要望を実はいただいておりました。こちらの情報システム部門と協議を進めまして、こういった様式が整えば印字が可能だということで、昨年度確認がとれましたので、これを打ち出して配付をしているものでございます。

6月から、年に2回の台帳の差しかえに合わせて配りますので、6月、 12月。今年度6月、これ、12月はこの前差しかえましたので、こちらのほうを印字したものを各救援所にお渡ししているというものでございます。

ほかの救援所、実は先週――今週だったかな、取り組みを行った救援所なんかですと、例えばさまざまそれぞれの個人の、登録されている方々の個人のクリアファイルで管理されているところなんかですと、お配りしたものをそれぞれの個人のものにばらして、それぞれで管理していただくというような取り組みを行っている救援所もございますので、そういったところで役立てていだければと思っております。

2点目としまして、個人情報保護研修の実施でございます。昨年度から

各救援所に配備をしておりますこの台帳を閲覧できる方をふやしていこうということで、区の行う集合研修のほかに、私どもが出向いていって、各町会、救援所等々にお邪魔して研修を実施するというのを今年度も引き続き行っております。トータルで、救援所、町会等については、今年度は今のところ6回で、都合75名の方が受講されている。今後、実はきょうも、夜、あんさんぶるの会議室を使ってやるのですけれども、今月、来月と、また集合研修も別途やる予定でいますので、こちらのほうについても研修も引き続き進めていきたいというふうに思っております。

3点目としまして、民生児童委員の皆さんに対する研修の実施でございます。さまざま民生・児童委員の皆さんには研修を受けていただく機会があるのですけれども、今年度につきましては、実は全体で開催、全員を対象に開催する研修が年に一度ございまして、そのときに、今年度はテーマをこのたすけあいネットワークの制度と支援の仕組みということでお話をさせていただきました。あわせて、民生・児童委員の皆さんは、個人情報保護についての研修はそれぞれ受けていただいているのですけれども、皆さんお集まりになる機会ということでこの研修も合わせて実施をしたということでございます。ほとんどの民生・児童委員の方が受けていただきまして、実際行ったのは、9月4日セシオン杉並でということでございます。

4点目としまして、GIS (地理空間情報システム)を利用した要配慮者支援システムの運用でございます。これは前年度お話をしたところもあるのですけれども、この現在のパソコン上で動かす地理ソフトにつきましては、各住所を打ち込むと、画面上にその住所が印で示されるというものになりますので、このシステムを用いて、それぞれの救援所に配備する台帳に地図をセットにして配付をしようというものでございます。

これ、実は、これのまだ先がございまして、これが実は2点目で、この(2)につながるのですが、実はこの安否確認をした結果をその地図システムに入力して、そのいわゆるシステムそのものを全救援所と震災救援所と災害対策本部でその情報を共有していこうというのが実は目的でございまして、そのシステムの一部を先に紙として、データとして提供しているのがこの地図データの提供というものになりまして、行く行くはそのシステムの稼働にまでつなげていきたいというふうになっております。

このシステムの中身をちょっとご説明させていただければと思うのですが、それが実はこの別紙でついているものでございます。すみません、字が小さくて恐縮なのですが、簡単にご説明をさせていただきますと、実はこの各震災救援所となります各学校、それからあと、区役所で私どもが日ごろこの業務に使っているパソコンのサーバーですね、一番大きな情報を蓄積しているサーバーについては、基本的にはつながっておりませんでした、今まで。これが、実は庁内の地図ソフト、入っております「すぎなみまっぷ」という、いわゆる職員それから学校の先生が使える地図ソフトを用いて、今回この要配慮者の地図情報を作成していますので、このそれぞれのパソコンからつながっているネットワークが、このGISサーバー、地図が入っているサーバーを介して初めて一つつながったという現状がございます。これに合わせて、じゃあ、ここでこの地図を使って何かうまいことができないかというのが、実はこの要配慮者の安否確認システムというものになります。

いざ災害が起きた場合には、私どもが持っているこの要配慮者の情報を、ふだん使っているこのGISのサーバーのほうに落とし込んだものとは別に災害用の画面を立ち上げまして、そこに入れますと、めくっていただきますと、赤い、これ、実はバッテンなのですが、赤いものがばっと画面に出ているのがちょっとごらんになれるかなと思います。現状、今これを使っているのがこの赤いバツなのですが、このそれぞれに要配慮者の方々の住所が埋め込まれている。

これを進んでいきますと、例えば4ページの下の画面なのですけれども、特定の入力フォームを設けまして、救援所の皆さんが安否確認をした結果、ここに、この要配慮者に登録している要配慮者の方はこういう状態でしたというものを打ち込むと、ちょうど5ページの下のところ、すみません、見づらくて。実は赤いバツの間に青い丸が幾つか出ているのですね。この方は安否確認がとれましたというものがこの地図上であらわされるというものになります。

そうしますと、これは当然ネットワークで全てつながっていますので、 区内の全ての震災救援所と災害対策本部でこの情報が共有できると。例え ばエリア外にいる救援所の方、救援所に避難している要配慮者の方が例え ばいたとしても、このシステムに合わせて今度は救援所に避難した方々の 名簿も、紙ではなくてこのシステムの一部を使って管理しようということ で動いていますので、自発的に避難された方についても自動的に安否確認 がとれるというような形に持っていきたいというふうに考えて、この運用 を始めるものでございます。

実は、これ、昨年度このシステムの構築をずっと行っておりまして、今年度、じゃあ、これを操作する人を、当然研修とかを通じて育てていかないといけませんので、まず救援所に配属になります区役所の職員、私どもは救援所の所員というふうに呼んでいますが、救援所の所員に対して、この操作の研修を行います。これは来月行います。来年度以降、この学校のパソコン、学校で先生方がふだん使っているパソコンを訓練のときにお借りして、実際、今、民生委員さんを中心にやっていただいている安否確認の訓練の結果をこれで使って、今後稼働について皆さんになれていただこうと考えております。

これが、この安否確認システムの概要でございます。

戻りまして、資料3の5番目なのですけれども、各震災救援所における要配慮者対応訓練の実施ということでございます。実は、先ほど申し上げましたように、私ども職員6人で手分けをして、1人約10カ所ずつの担当で各救援所のほうにご協力させていただいているところなのですが、過去はなかなかこの担当する職員が少ないという状況がありまして、皆様方の訓練のところにまで入っていけなかった部分があるので、やはりそこは必ずこちらのほうでもご協力する体制をつくろうということで、今のような体制になりました。

これに基づきまして、各救援所で行われる訓練の際に、可能な限り安否確認も一緒にやっていただきたいということでお願いをしまして、民生委員、児童委員の皆さんを中心に、実際の登録者の方ですとか、それから、登録者をなかなか立てられないところは町会長にかわりになっていただいたりとかということで、実際安否確認の形をそのまま訓練の一部に組み込

んでいただくということで、ここ何年度、去年度、今年度ですかね、これをやっていただく救援所がふえてきたと見ています。私ども、戻ってきて記録をとって、担当ごとにこれの結果を協議するのですけれども、安否確認、要配慮者についての認識が深まってきたんじゃないかなということで考えておりますので、今後もここは引き続き、こちらのほうでも可能な限り入り込んでいって、ご協力をお願いしていきたいなというふうに考えております。

6点目としまして、たすけあいネットワークの未登録者に対する登録勧 奨の実施でございます。

実は、先週金曜日にこの約1万6,000名に対して、登録の勧奨通知を発送いたしました。今週大分戻ってきておりまして、きょう現在で約500通戻ってきております。年に一度なのですけれども、未登録の方に対してはこのような勧奨を継続して取り組んでいくことで、その周知、それからあと、実際こちらのほうで、震災救援所をやっぱりご存じない方というのもまだ問い合わせとかでも多いものですから、その辺についてはこちらのほうでも丁寧な説明をしていきたいなというふうに考えております。

7点目としまして、「知っておきたい!「災害への備え」」リーフレットの発行でございます。きょう席上に配付をさせていただいたのですけれども、カラー刷りのこちらですね。この、冒頭に「妊娠中の方、赤ちゃんがいるご家族の方へ」と書かれているものなのですが。

事の初めは、昨年度、この一番裏表紙になるのですけれども、今回のこのリーフレット作成で監修していただきました国立保健医療科学院の吉田穂波先生という医師の方がいらっしゃいまして、東日本大震災のときに、おなかの大きなお母さんが避難所に避難してきても、なかなか妊婦の方とわかってもらえないと。で、お母さんも、私、おなかが大きいんですとは、なかなか言えない。そうすると、どうしても体に負担がかかる。やっぱり避難生活の中ではよくないことがだんだん起きてくるということもありますので、それについての取り組みを各自治体でも進めてほしいという要望が事の発端でした。

これについて、例えば文京区ですとか、それからあと世田谷区なんかですと、特定の避難所を設けましょうというような動きも実はあるのですけれども、杉並区については、とりあえずその辺について、おなかの大きなお母さんは、災害が起きる前、災害が起きた後も、こういったことに気をつけてまず取り組みを進めてほしいということで、周知から始めようということでこちらのほうの作成をやったものでございます。

こちらのほう、配付については、来年度については母子手帳の交付対象の方にこれを全て配るということで、杉並区の場合ですと1年間で約6,500件程度交付を予定しておりますので、全員の方にお配りをするというふうに考えております。

今年度の取り組みについては以上でございます。

今の説明について、何かご質問等はございますでしょうか。

(なし)

座長

では、特にないようですので、先に行きます。

報告の二つ目ですね。地域包括センター「ケア24」の役割について、お願いいたします。

高齢者在宅支援課 長

日ごろからお世話になっております。ことしもまたよろしくお願いいたします。

先ほど委員のほうからも、ケア24のいわゆる災害時の取り組みというご 意見がありましたのと、実は前回1回目に、同じようにケア24の災害時の 役割ということを、何かできないのかというご意見をいただきました。 1回目のときにもお答えさせていただいた部分はあるのですけれども、結 論としましては、なかなか一体的にというか、包括的にそういった災害時 の役割を持たすというのはなかなか難しいと考えてございます。

といいますのは、やはりそれぞれ法人が災害時に対しての役割を、法人としての体制を持っているという部分があります。あとケア24の、人員の体制としては約1カ所当たり6名から10名という形で動いています。あと施設のいろんな体系があるというところもございます。そういったいろんな条件があるので、一体的にやっていくのは難しいのかなと。

まず、発災時についての動きとしては、まず区が震災救援所を開設して、そこで被害状況等、いろんな部分で区の職員がかかわって対応していくというのが始まりなのかなと。ただ、そういった中でも、72時間とよく言われますけれども、ある程度被害が落ちついてきた段階で、各皆様方もそうですけども、事業所としての動きも入ってくると。ケア24についても当然のごとく地域の拠点として動き始めることができるのかなと考えてございます。

じゃあ、何もやっていないのかという話ではなくて、実はもう3.11のときにも、各ケア24のほうも、我々と同様に、まず職員の安否確認をしっかりやると。それが確認できた段階では、地域のいろいろ心配をしなきゃいけない方々がいらっしゃいますので、そういった方の安否確認にも動いていると。それから入ってくる高齢者の相談等にも対応して、実施して来ているというところがございますので、ケア24はその役割を与えられていないから何もやっていないのかということでは決してございません。しっかり立場立場で動きをされていることだと思います。

先ほどご意見も委員のほうからありましたけれども、実際、震災救援所のそういった会に関しても、参加することによってそういった情報を得て、内部で共有するということも、いわゆる連絡会を開いて何かをやっているかと言われると、なかなかそこまでの段階には達してはいませんが、個々でそういった動きをしながら、災害時についても情報共有をして進めていくということを考えてございますので、何らかの形で役割をしっかり与えて包括的にやるということではなく、今どうしても地域ケア会議を多く開いて、皆さんのご意見に合った、そのいわゆる顔づくりをしっかりやっていかなきゃいけないというところを今やり始めて、地域づくりとか、あと地域の資源を探していくということ。あと、認知症対策。どうしても、今直面している部分に対応しているというのが、今のケア24の現状なのかなと。

そういった中で進めていく中で、そういった顔づくりもでき、あんしん

協力員さんもいますし、おたっしゃ訪問という形で民生委員さんもかかわっていただいて、広くネットワークづくりはさせていただいているところです。災害時、災害が起きれば、そういったネットワークをしっかり張りながら、顔づくりができていれば、いろんな情報が入ってきて、それでケア24も主体的にいろんな活動ができていくのかなということが考えられますので、まだ少し時間はかかるとは思いますけれども、そういったところをご理解いただきながら、見守っていただければありがたいなというふうに思ってございます。

座長

はい。どうもありがとうございました。

ということだそうでございますので、何か今のケア24の関係について、 ご質問、ご意見があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。委員い いですか。

委員

はい、理解しました。イメージとしては、地域ケア会議を含めて、地域とのネットワークづくりに力を入れているということと、もう一つ、確認させていただきたいのは、震災救援所と地域包括は、結局区分けがかなり違っていたりするので、そういったところで結局全ての震災救援所と全てのケア24が全部連携していくというのは難しいと思うのですけれども、やっぱりモデルケースみたいなところがあったり、進んでいるところがあるのかということなのでしょうか。

高齢者在宅支援課 長 そうですね。進んでいるところにつきましては、積極的にかかわりを持ちながら、情報を得ていくという動きをしてくださっているようです。

委員

なるほど。わかりました。ありがとうございます。

座長

ほかにご意見、ご質問、いかがでしょうか。

委員

一つだけ。和泉一丁目から二丁目、四丁目の一部に、ケアをやってくれるところって、全然ないんですよね。僕の友達が、何というかな、小さな個人の家でケアするような仕事を始めたのだけど、個人の家だから、何人も入れないし。とにかく、これからうちの町内としてはどういうふうにしていったらいいか、その辺のところも、やっぱり皆さんのご意見を参考にしてやっていかなきゃいけないかなと思っています。

防災訓練だけは一生懸命やっているのですけど、それで、防災訓練のときに来た人に対して、身障者は身障者のような、名前を書いてもらって分けて、身障者の人はこっち、一般の人はこっちというふうにして、先ほども言ったように中学生なんかにも手伝ってもらう。そういうふうにしてやっていくのですけど、病院もないし、まあ、多分大変だろうと思います、災害のときには。

座長

ほかに何か。

委員

これ、ちょっとわがままな意見なのですけど、このGISシステム、こ

れ、それぞれ救援所のほうには設置されている。これがケア24に設置されるのは難しいんですかね、やっぱり。

事務局

そうですね。ケア24が、そのいわゆる運営母体というのが株式会社であったりとか社福法人であったりとかさまざまな、いわゆる区からの委託事業になると思うのですね。今あくまでこれを設置しようというのは、区の設置を、いわゆる災対本部の一番先のところになる震災救援所ということで考えていまして、安否確認の拠点も当然震災救援所の業務の一部ということになっていますので、それに資するものというふうになります。

おっしゃりたいことはよくわかるのですけれども、そのケア24がいわゆる区の職員が直営で動かしている施設ではありませんので、そこにいざというとき人員を配置して、例えば端末があって、これをやってくださいというところで、果たして対応できるのかというところももちろんございますし、じゃあ、そこまでいかないのだったら、その前の段階で具体的にどういった連携がとれるのかというところからもう始めていったほうがいいんじゃないかなというのが今の私どもの考え方になりますので、そこでちょっとご了承いただければと思います。

委員

わかりました。ありがとうございます。であれば、我々が必要としているのはやっぱり情報なんですよね。特にこの在宅で見ている業種としては。その安否確認の情報が何より早く欲しくて。であれば、ケア24とケアマネジャーというのはつながりがふだん濃いもので、そこにあるといいなと思った、私の勝手な意見なんです。それが難しいというのもわかりました。となると、やっぱり我々ケアマネジャーは、震災救援所とのこれから連携、地域での連携というのが必要になってくるのかな。そこに確認に行って、そこで情報を共有させてもらって、ああ、じゃあこういう手配をしてこうしようというのを考えていかなきゃいけないのかなと、ちょっと今思いました。ありがとうございます。

座長

はい。どうもありがとうございます。

事務局

では、1点補足をさせていただければと思うのですが、実は、昨年度、その個人情報の出し方といいますか、どういうやりとりをするかを実はこの部会で、昨年度の1回目の部会のときにちょっとやったテーマなのですね。となると、当然その事業所さんとしても、持っている個人情報を対区役所に対してどうやって出せるのかということもございますし、区の持っているこの安否確認の結果をどうやって出していくかということもあると思うのですね。

ただ、今回、法が改正されまして、いざというときには、区の持っているこの名簿情報というのは、公開した上で安否確認に資するということが一応明記されましたので、今後は、今、委員おっしゃったように、実際区のほうで行った安否確認の結果を、震災救援所を通じて事業所の皆さんにも例えば共有をしていきながら、同じ人に対しての安否確認が重複しないようにということを、どうやると一番効率がいいのかというのを考えていくべきかなと考えています。

委員	ありがとうございました。
座長	ほかにいかがでしょうか。ご意見、ご質問があればお受けいたしますけ ども。よろしいですか。
	(なし)
座長	じゃあ、特段ご意見、ご質問がないようでございますので、第2回の第 二部会のほうはこれで終了させていただきたいと思います。どうもありが とうございました。